**特別養護老人ホームなごみ苑**

**入所のご案内**

平成30年4月改正

|  |  |
| --- | --- |
| **入所資格** | 年齢後６５歳以上で要介護認定において、要介護３～要介護５と認定された方。  ただし、特に入所が必要と認められた方は要介護１～要介護２でも入所対象となります。  また、既往病により４０歳からご利用できる場合があります。 |
| **入所申込** | なごみ苑所定の用紙で、ご家族記入分と介護支援専門員（ケアマネージャー）記入分の２枚にご記入いただき、郵送または、なごみ苑窓口へ提出していただきます。申込受付日は、なごみ苑受領時点の年月日となります。 |
| **申込から**  **入所まで** | 申込書のご提出後、入所の順位は、「社会福祉法人愛宕会　特別養護老人ホームなごみ苑　入所検討委員会規程」に基づき判定いたします。  順位は本人の状況、介護の必要性、家族の状況、入所入院中の状況により決定されます。  判定の手順　　申込書受付→入所判定委員会→順位決定→入所(ベッドが空き次第)  ※本人の状況等により、順位は変動いたします。(順位は公表いたしません) |
| **利用料金** | **＜一日あたりサービス利用料金＞**  個室利用の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 介護度 | 介護料 | 居住費 | 食事料 | 合計負担額 | | １ | 659 | 1,150 | 1,380 | 3,189 | | ２ | 724 | 3,254 | | ３ | 794 | 3,324 | | ４ | 859 | 3,389 | | ５ | 923 | 3,453 |   ２人部屋利用の場合   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 介護度 | 介護料 | 居住費 | 食事料 | 合計負担額 | | １ | 659 | 840 | 1,380 | 2,879 | | ２ | 724 | 2,944 | | ３ | 794 | 3,014 | | ４ | 859 | 3,079 | | ５ | 923 | 3,143 |   ☆介護保険法に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します  ☆居室と食事にかかる費用については基準費用額を記載してあります。負担軽減  のある方は負担限度額認定証に記載している負担限度額とします。  **＜加算料金＞**次の料金が加算される場合があります。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 初期加算 | 30円/1日 | 入所後30日間 | | 日常生活継続支援加算 | 36円/1日 | 全入所者対象 | | 口腔衛生管理体制加算 | 30円/1月 | 全入所者対象 | | 排せつ支援加算 | 100円/月 | 排せつ支援の実施 | | 褥瘡マネジメント加算 | 10円/1月 | 褥瘡支援の実施 | | 看護体制加算Ⅰ2 | 4円/1日 | 全入所者対象 | | 夜勤職員配置加算Ⅰ2 | 13円/1日 | 全入所者対象 | | 入院外泊時加算 | 246円/1日 | 入院・外泊後6日間 | | 療養食加算 | 6円/1食 | 医師の指示書による | | 個別機能訓練加算 | 12円/1日 | 機能訓練の実施 | | 看取り加算 | 1,280円 | 死亡日 | | 680円/1日 | 死亡前日・前々日 | | 80円/1日 | 3日前～30日前 |   **＜処遇改善加算＞**上記の利用料により加算されます。   |  |  | | --- | --- | | ※介護職員処遇改善加算 | (サービス利用料金＋各種加算)の総額×8.3％ |   **◇当施設の居住費・食費の負担額**  世帯全員の課税状況等により上記の居住費と食費の負担が軽減されます。  (単位：万円　月額概算)   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 対象者 | | 区分 | 居住費 | | 食費 | | 多床室 | 個室 | | 生活保護受給者 | | 利用者負担  第１段階 | 0 | 320 | 300 | | 非課税世帯全員が | 老齢福祉  年金受給者 | | 課税年金収入＋所得金額＝80万円以上の方 | 利用者負担  第２段階 | 370 | 420 | 390 | | 世帯全員が非課税で上記以外の方 | 利用者負担  第３段階 | 370 | 820 | 650 | | 上記以外の方 | | 利用者負担  第４段階 | 契約により設定されます。所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです | | | | 840 | 1,150 | 1,380 |   **＜その他のサービス料金＞**   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | サービスの種類 | 料金 | | | | 特別な食事（アルコール含） | 実費をいただきます | | | | 複写物の交付 | １枚１０円 | | | | 日常生活上必要となる諸費用 | 実費をいただきます | | | | 契約終了日から現実に居室が空け渡された日までの料金 | 個　　室 | 1,150円／日 | | ２人部屋 | 840円／日 |   ※医療に関する負担金はご利用者の負担となります。  ※月に一度、理容師の出張による理髪サービスの利用料金は直接理容業者にお支払いいただきます。 |
| **個人情報**  **の取扱** | 「社会福祉法人愛宕会個人情報取扱規程」に基づき、ご利用者及び保証人・ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供させていただきます。   |  |  | | --- | --- | | 利用期間 | 介護サービス提供に必要な期間及び契約期間 | | 利用目的 | 1)介護保険における介護認定の申請・更新・変更のため  2)ご利用者の施設サービス計画の立案、及び円滑なサービス提供のためのサービス担当者会議での情報提供のため  3)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため  4)ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合  5)ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため  6)行政の開催する評価会議、サービス担当者会議  7)その他サービス提供で必要な場合  8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合 | | 使用条件 | 1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない  2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する |   ※上記以外に、個人情報を使用する場合には、あらかじめお知らせいたします。 |